

## 公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領（改正案）

決定： 平成19年2月16日  
熊本県公立大学法人評価委員会決定  
一部改正： 平成24年6月14日  
熊本県公立大学法人評価委員会決定  
一部改正： 平成27年 月 日  
熊本県公立大学法人評価委員会決定

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

## 1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

## 2 評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

- (1) 各事業年度終了時における評価（以下、「年度評価」という。）

### ア 項目別評価

法人は、年度計画の記載項目のうち「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目以外の項目について、当該項目ごとの実施状況を次のAからDの4段階で自己評価し、業務実績報告書に記載する。

A：年度計画を十分実施。

B：年度計画をおおむね実施。

（次頁に続く）

- C : 年度計画を下回っている。
- D : 年度計画を大幅に下回っている、又は、実施していない。

評価委員会において、業務実績報告書等を基に検証を行う。

評価委員会において、業務実績報告書の検証を踏まえ、年度計画の大項目ごとに次の1～4段階で評価する。

- 1 : 年度計画を順調に実施している。(すべてA又はB)
- 2 : 年度計画をおおむね順調に実施している。(A又はBが8割以上)
- 3 : 年度計画を十分に実施していない。(A又はBが8割未満)
- 4 : 業務の大幅な見直し、改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性への配慮から、専門的な評価は行わないこととし、業務実績報告書に基づき、事業の外形的、客観的な進行状況等の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点等を記載する。

## イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

## (2) 中期目標期間終了時における評価の方法

### ア 項目別評価

法人は、中期計画の記載項目のうち「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目以外の項目については、当該項目ごとの達成状況を次のAからDの4段階で自己評価し、業務実績報告書に記載する。

- A : 中期計画を十分達成。
- B : 中期計画をおおむね達成。
- C : 中期計画の水準を下回っている。
- D : 中期計画の水準を大幅に下回っている、又は、実施していない。

評価委員会において、業務実績報告書等を基に検証を行う。

評価委員会において、業務実績報告書の検証を踏まえ、中期目標の大項目ごと

に次の1～4段階で評価する。

- 1：中期目標を良好に達成している。（すべてA又はB）
- 2：中期目標をおおむね良好に達成している。（A又はBが8割以上）
- 3：中期目標を十分に達成していない。（A又はBが8割未満）
- 4：業務の大幅な見直し、改善が必要である。（評価委員会が特に認める場合）

「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性への配慮から、認証評価機関の評価を踏まえつつ、業務実績報告書に基づき、事業の外形的、客観的な達成状況の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点等を記載する。

#### イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標の達成状況全体について総合的な評価を行う。

### 3 評価の進め方

#### (1) 年度評価の進め方

法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価委員会は、当該業務実績報告書に基づき、業務の実績に関する検証、評価を行う。評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。

評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を決定し、法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

#### (2) 中期目標期間終了時における評価の進め方

法人は、中期目標期間の終了後3ヶ月以内に当該中期目標期間に係る業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価委員会は、当該業務実績報告書に基づき、当該中期目標期間の業務の実績に関する評価を行う。評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。

評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を決定し、法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

### 4 その他

この実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直すことができるものとする。